

日置ブランドロゴマーク使用取扱要領

- 1 ロゴマークの色、形状等は、別表のとおりとする。
- 2 日置ブランド認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定された商品等（以下「認定品」という。）の包装容器、包装紙等にロゴマークを使用することができる。ただし、認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む。）等には使用することはできない。
- 3 認定事業者は前項に規定するもののほか、認定品の広報を目的としたポスター、チラシ、パンフレット等にロゴマークを使用することができる。
- 4 ロゴマークを使用できる期間は、日置ブランド認定証の有効期限までとする。
- 5 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、使用に要する経費は、使用する認定事業者（以下「使用事業者」という。）の負担とする。
- 6 ロゴマークの表示に関し、事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用事業者がその責任において必要な措置を講じなければならない。
- 7 日置ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、使用事業者に対し、必要に応じて使用実績の報告を求めることができる。
- 8 協議会は、使用事業者又はその取引先等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用事業者に対しロゴマークの使用の中止を命じることができる。
 - (1) 認定が取り消されたとき。
 - (2) ロゴマークを不正に使用したとき。
 - (3) その他日置ブランドの運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 9 ロゴマークの使用中止により、直接又は間接に生じた損失については、当該使用事業者又はその取引先等が自ら負担するものとする。

別表

日置ブランド
認定の逸品



HIOKI BRAND



CMYK (C:5 M:75 Y:30 K:5)
DIC 2467

日置プレミアム
認定の逸品



HIOKI PREMIUM



CMYK (C:55 M:65 Y:98 K:3)
DIC 243

日置ヴィンテージ
認定の逸品



HIOKI VINTAGE



CMYK (C:48 M:40 Y:40 K:0)
DIC 652

備考

- 1 協議会が提供するデータを用い、正確に表示すること。
- 2 サイズは原則自由とし、縦横比率及びデザイン構成は変更しないこと。
- 3 認定品に直接印刷する場合は、変形又は変色しないよう留意すること。